

社会福祉法人 桜ヶ丘福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜ヶ丘福祉会（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする。）の報酬等支給基準及び費用弁償について定めるものである。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の基準で報酬等を支給する。

1、 理事長

理事長としての責任及び業務執行の対価として、下記の基準を満たした場合、月額10万円の報酬を支給する。

①、従事業務

法人の代表者としての責任を伴う業務全般

②、勤務日・出張等

原則週2日以上の出勤を基準とする。出勤日は業務執行の都合により不定期を認める。その他、必要に応じて随時出勤、出張業務等を行う。

③、勤務記録

勤務実績を記録し、理事長としての業務執行の状況を明らかにする。

2、 理事長以外の理事

理事長以外の理事については、職務従事状況に応じて支給することが出来るが、現状では当分の間、無報酬とする。但し、会議等の出席については、第5条により費用を弁償する。

3、 監事

監事が監査業務に従事した場合は、1日、1万円の報酬を支払う。また、会議等の出席については、第5条により費用を弁償する。

4、 評議員

会議の出席に対し、第5条により費用を弁償する。

(職員給与との併給について)

第3条 役員が桜ヶ丘福祉会の「正職員」の場合、役員報酬は支給しない。

「非常勤職員」の場合、それぞれの基準で給与並びに報酬を支給するが、併給を行う場合は、その合計額が50万円を超過してはならない。超過する場合は、役員報酬から減額する。

(通勤手当、賞与、退職手当)

第4条 役員としての通勤手当、賞与、退職手当は、支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等に対して、次の表に定める費用を弁償する。

対象者	費用弁償の条件	金額	備考
理事・監事 評議員 評議員選任解 任委員会の委 員	理事会、評議員会等、会議 に出席した場合	日額 5,000 円	理事長並びに法人職員を兼ねる 理事を除く。

※県外からの会議出席者については、別途、熊本県内に到達するまでの交通費（航空賃・鉄道賃等）
実費相当額を支給する。

支給基準は、「役員等旅費規程」に準ずる。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、平成29年6月19日より施行する。

この規程は、平成30年6月18日より施行する。